

令和元年第10回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和元年10月24日（木）第10回鹿沼市農業委員会総会を菊沢コミュニティセンターにおいて開催した。

出席者委員

1番 塩 入 佳 子	3番 福 田 春 男	4番 矢 野 律 子
5番 根 本 和 男	6番 青 柳 秀 男	7番 石 川 喜 治
8番 村 上 信 吉	9番 福 田 裕	10番 廣 田 和 世
11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄	13番 篠 原 和 夫
14番 鈴 木 克 男	15番 牧 島 俊 男	16番 大 森 用 子
18番 益 子 裕 幸		(16名)

欠席委員 2番 豊田 道有 17番 毛塚 欣伸

推進委員

筧 則男	大栗 靖夫	川田 勝已	三品 博史	大柿 春男	熊倉 正之
大門 和男	川田 武雄	細川 康彦	高村 秀男	黒田 新造	豊田 好男
黒川 啓一	竹澤 靖	金子 孝之	荻原 俊彦	石川 一磨	市田 好久
山崎 哲	瓦井 勝二	奈良 茂男	小平 敏男	秋澤 和夫	廣瀬 博
大森 泰文	青木 正好				(24名)

欠席者 柴田 忠 松井 研吉 大類 英明 岩出 正行

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒 場 久 和	農地調整係長 福 田 昌 子
	主 事 高 橋 知 生	主 事 前 澤 保 友

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福 田 昌 子

—◇—

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午後2時35分、第10回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

3 番 福田春男 委員、1 8 番 益子裕幸 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買 4 件の許可申請が提出されました。別添の農地法第 3 条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田春男委員 1 番、武子の件は、譲渡人が 80 歳と高齢となり、後継ぎもいないので、同じく武子に住む譲受人に売買するものです。問題ありませんのでよろしくお願いします。2 番、千渡の件は、相続により譲渡人が農地をもらったのですが、やはり後継ぎがおらず、耕作を依頼していた譲受人へ売買となったものです。こちらも問題ありませんのでよろしくお願いします。

◎根本和男委員 3 番、引田の件は、譲渡人が相続で受け継いだ農地を親戚の譲受人へ売買するものです。譲受人は日光市在住ですが、小来川街道を抜けてくれば、そう遠くはないと思われれます。問題ありませんのでよろしくお願いします。

◎篠原和夫委員 4 番、茂呂の件は、譲渡人から譲受人への売買です。非常に荒れていた農地でしたが、譲受人が、さつきの苗木栽培を拡大したいとのことで売買となりました。問題ありませんのでよろしくお願いします。

◎議長は、議案第 1 号について質問を求めたが、質問が無いため 1 番から 4 番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第 2 号の「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。1 番、富岡における太陽光発電設備への転用については、北と東を宅地、西を道路、南を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第 2 種農地・その

他の農地に区分されます。2番、仁神堂町における一般住宅への転用については、東と南を畑、北を雑種地、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。3番、引田における太陽光発電設備への転用については、北を道路、東と西と南を田に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。4番、上南摩町における、鹿沼市申請の温泉掘削工事の仮設道路用地への一時転用については、東と西と南を道路、北を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。5番、南上野町における園芸用土採取への転用については、北と南と西を道路、東を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。6番、北赤塚町における太陽光発電設備への転用については、北と東を宅地、西と南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（益子裕幸委員）さる10月18日に、私と福田春男委員、駒場局長、福田係長、前澤主事で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番から3番を私から、4番から6番を福田春男委員から報告します。1番、富岡の件は、菊沢コミュニティセンターから北に約300mの所で、売買による太陽光発電設備への転用です。周囲にはすでに太陽光発電設備が設置されており、状況から問題ないと見て参りました。2番、仁神堂町の件は、菊沢東小学校から北に約200mの所で、使用貸借権設定による一般住宅への転用です。住宅が多く立ち並んでおり、周囲の状況から問題ないと思われれます。3番の引田の件は、大仁田橋から南東に約100mの所で、売買による太陽光発電設備への転用です。南側が山林で、十分な日照が見込まれるのか不明ですが、周囲の状況から問題ないと見てまいりました。4番からは福田春男委員にお願いします。

◎現地調査員（福田春男委員）4番、上南摩町の鹿沼市による貸借権設定の件は、堀の内リーバスバス停から北西に約500mの所にあり、温泉掘削工事の仮設道路用地への一時転用です。問題ないと見てまいりました。5番、南上野町の貸借権設定の件は、みなみ小学校から南に約700mの所にあり、園芸用土採取のための一時転用です。こちらも、問題ないと見てまいりました。6番、北赤塚町の件は、北赤塚十字路から北に約250mの所で、売買による太陽光発電設備への転用です。こちらも、問題ないと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

---

◎福田春男委員 1番、富岡の件は、玉田町の譲渡人から、宇都宮市の譲受人への売買で、太陽光発電設備のための転用です。この周辺は太陽光パネルが多く設置されている場所で、問題ありません。2番、仁神堂町の件は、譲渡人の孫夫婦が一般住宅を建てるために転用するものです。これも問題ありませんのでよろしくをお願いします。

◎根本和男委員 3番、引田の件は、譲渡人から譲受人への売買で、太陽光発電設備のための転用です。現地確認報告にもあったとおり、問題ないので承認をお願いします。

◎廣田和世委員 4番、上南摩町の件は、南摩ダムの関係の事業で、鹿沼市が行う温泉掘削工事の仮設道路用地への一時転用のための賃借権設定です。問題ないので承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 5番、南上野町の件は、譲渡人から譲受人への賃借権設定で、園芸用土採取のための一時転用です。現地確認報告のとおり、問題ありません。6番、北赤塚町の件は、太陽光発電設備のための転用です。譲渡人は2人とも県外に住んでおりますが、現地確認報告にもあったとおり、問題ないので承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から6番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。相続人が農地等を相続し、その農地等で農業を継続する場合、相続税額の納税を猶予する特例制度の適用を受けることができます。適用を受けるためには農業委員会の証明が必要になります。今回は、1件の証明願が提出されました。租税特別措置法第70条の6の規定による、農地等について相続税の納税猶予の適用を受けるための各要件を満たしていると判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎篠原和夫委員 1番、茂呂の件は、父親が1月に亡くなって、子が相続したものです。相続人は農業を続けていきたいということですので、よろしくをお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため1番の証明書の交付について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後3時10分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和元年10月24日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---